

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	25 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和51年頃に前夫と離婚後、子供及び母と一緒にA市へ住民票を異動したが、当時の職場がB市であったことから、私だけA市C区に住みながら、常にA市の自宅との間を行き来し、郵便物及び請求書等を受け取っていた。

その間、私の国民年金保険料は、母が立て替えて集金人に納付してくれており、私がA市の自宅に行った際、母に領収証書と引き換えにお金を返していた。また、母が集金人から「過去の分なので銀行で納付してください。」と言われて受け取った納付書を母から渡され、私自身が銀行で納付したことが何度かある。

母はきっちりした性格であったので、母が納付書を受け取れば私に渡さなはずはなく、当時は、私も働いていたため、生活に困っていたわけではないのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和42年4月以降の国民年金被保険者期間において、未納とされている期間は申立期間のみであることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は1年間と短期間であり、その前後の期間は保険料を納付済みである。

また、申立人は、離婚後の昭和51年4月から申立期間直前の53年3月までの国民年金保険料について、申立期間中の同年6月及び同年12月に金融機関で過年度納付したことを示す国庫金領収証書を所持するとともに、申立期間直後の54年4月から申立人が再婚し、B市に転出する60年9月までの保険料をA市において現年度納付していることが、同市における申立人の国民年金被保

険者名簿及び特殊台帳により確認できるなど、申立内容と符合している。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立期間に対して昭和 54 年度に未納の催告が行われていることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の国民年金保険料について国庫金納付書により過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月

私は、結婚してA市に転居した後の昭和55年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に付加年金にも加入した。

その時には国民年金保険料は納付せず、後日、市役所で付加年金の辞退を申し出てから保険料の納付を開始した。

国民年金保険料は送付されてくる納付書により必ず納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和55年3月27日に国民年金に任意加入して以降の国民年金被保険者期間において、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、第3号被保険者との種別変更手続も適切に行っており、申立人の納付意識及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、昭和55年5月29日に付加年金を辞退し、同日付で申立期間直後の同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。この場合、当該納付日時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

さらに、前述の特殊台帳を見ると、昭和58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を、過年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、1か月間と短期間である申立期間についても同様に、過年度納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から52年3月まで

私は、昭和44年4月にA市で国民年金に加入し、50年11月に結婚してB市に引っ越し、53年にA市に戻ったが、国民年金保険料を市役所や郵便局で月ごとに納付していたのに、申立期間が未納になっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月12日付けで免除期間として年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間については、そもそも強制被保険者とされる期間でなく、制度上、免除が承認される期間でなかったものであることが、その後、確認された。このため、当委員会は、本事案について、申立内容に基づき再検討を行った結果、以下のとおりと判断した。

すなわち、i)申立期間は、昭和60年11月に資格が訂正されるまで、国民年金の被保険者期間として管理されていたことが確認されている上、申立人に係る特殊台帳及びA市の被保険者名簿を見ると、申立人が50年にA市からB市に、53年にB市からA市にそれぞれ住所変更を行ったことや、これに伴う行政内部の事務移管手続が速やかに行われていたこと、申立期間直後の52年4月から同年12月までの国民年金保険料がB市において納付されたことが記載されているところであり、申立人が国民年金に係る住所変更手続を適切に行い、B市において国民年金保険料を納付していた事実が確認できること、ii) また、B市に在住していた同年には、過去の免除期間について追納が行われた

事実が特殊台帳に記載されており、このことは、結婚するまで母親の病気治療のため生活が苦しく、国民年金保険料の納付を免除されていたが、50年に結婚してB市に転居してからは余裕があったので国民年金保険料を納付するようになったとする申立人の主張を裏付けていること、iii)さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金被保険者期間中において未納が無い上、申立期間は1年5か月間と比較的短期間であることなどから、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたのではなく、納付していたと考えるのが適切である。

したがって、その他の事情を含めて改めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 10 月 30 日に A 市役所で B 市から A 市への転入の届出を行い、同日に国民年金についても住所変更の届出を行うとともに、市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続を行って以降、申立期間を除き、その前後を含め国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 54 年 10 月 30 日付けの B 市から A 市への転入に係る異動届について、その事務処理が同年 11 月 30 日付けでなされていることが確認できることから、同市によると、申立期間当時は、通常、転入の事務処理後に納付書を送付することとしており、また、市役所の窓口においても、前住所地での納付状況を確認できる領収書等の提示があれば、転入者の求めに応じて手書きの納付書を発行していたとして、申立期間に係る納付書が申立人に対して発行されたと推認でき、納付意識の高い申立人が当該期間（6 か月）についても国民年金保険料を納付したとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年2月までの期間及び42年10月から46年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から40年2月まで  
② 昭和42年10月から46年10月まで

時期ははっきりしないが、A市（現在は、B市）の実家にいた両親が、私の国民年金の加入手続を行い、その後、私が昭和46年5月に結婚するまでの国民年金保険料を全て納付してくれていたはずである。

結婚後の国民年金保険料については、私がC市で納付していたはずであるが、はっきりとは覚えていない。

平成13年12月25日になって、D社会保険事務所（当時）から、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付済期間について、厚生年金保険の加入期間であるため全額還付するという旨の「国民年金保険料過誤納額還付通知書」が届いたものの、納得できず還付請求書を送付せずにいたが、その後も何回か通知が届き、最終的には、時効により還付金を受け取ることができなくなると言われ、仕方なく還付請求書を送付し、15年12月10日に還付金が銀行口座に振り込まれた。

現在の記録では、申立期間①及び②については、未加入期間とされており、日本年金機構に確かめたところ、厚生年金保険被保険者期間と国民年金保険料の納付済期間とが重複した場合、保険料は還付されると聞いた。しかし、厚生年金保険は脱退手当金を受給していることから、保険料が還付されることは納得できない。受け取った還付金は返金するので、納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立期間



①及び②については、厚生年金保険被保険者期間であったところ、申立人が昭和46年12月25日に申請したことにより、47年2月29日に脱退手当金が支給されていることが確認できるため、本来であれば、合算対象期間として取り扱われ、記録上は、国民年金の未加入期間とされる。

しかし、申立人に係る特殊台帳、国民年金手帳記号番号払出簿及びB市保存の国民年金被保険者名簿等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、国民年金制度発足前の昭和35年\*月\*日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年11月2日に払い出され、36年4月以降の国民年金保険料について納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、申立期間②のうち、昭和42年10月から46年6月までの国民年金保険料をA市で、同年7月から同年10月までの保険料をC市で、それぞれ納付していたことが確認できる。

さらに、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間については、平成12年10月17日に基礎年金番号にオンライン記録上、記録統合されたことを契機に、申立期間①及び②の国民年金保険料について、13年12月25日に還付決議が行われ、15年12月10日に送金通知書が作成されていることが確認できることから、この還付決議が行われるまでは、保険料納付済期間として扱われていたことがうかがえ、申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者期間中であったものの、申立人の両親又は申立人が当該期間の保険料を納付しており、還付決議が行われた13年12月25日までは、厚生年金保険料との重複納付の状態が続いていたものと考えられる。

これらのことから、申立期間①及び②の国民年金保険料は、申立人の両親等による現年度納付が行われてから、平成13年12月25日に還付決議が行われるまで、30年以上の間、国庫歳入金として取り扱われており、また、当該期間は脱退手当金が支給されており、年金額の計算には反映されていないことを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間①及び②について、納付済期間と認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

会社退職後の昭和48年4月頃、国民健康保険について問い合わせるため、A市B区役所へ相談に行った際に、国民年金にも加入するよう勧められたので、加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、昭和48年10月に結婚し、C市に居住することが決まっていたので、同年9月までの半年分の保険料をその場で納付したところ、ピンク色の領収証書を貼付した国民年金手帳を渡された。

しかし、「ねんきん特別便」を見ると、申立期間が未納とされていたので、年金事務所に調査を依頼したところ、「当該領収証書に取扱者印が無いため、納付済期間と判断することはできない。」とされたが、国民年金保険料を納めた際に受け取ったものに間違いなく、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和48年4月2日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間当時、B区役所の窓口において、国民年金の加入手続を行った際、申立期間の6か月分の国民年金保険料として3,300円を納付し、領収証書を受け取ったとしている。

そこで、申立人が所持する当該領収証書を見ると、年金事務所の指摘のとおり、取扱者印が確認できないものの、A市は、「この様式の領収証書は、当時、区役所窓口及び集金人が保険料収納時に必要事項を記載して、保険料と引き換えに随時発行していたものであり、取扱者印が押されないまま使用された例も

あったはずである。」としていることから、申立人が所持する領収証書は、申立人が申立期間の国民年金保険料を区役所窓口で納付し、保険料と引き換えに受け取ったものであると考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は、A市における国民年金保険料の収納方法について、印紙検認方式から納付書方式へと移行した直後の時期であり、何らかの事務的混乱があった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年7月まで

平成5年8月に結婚した頃、夫から国民年金について聞かれたことをきっかけに、国民年金の加入手続をしていなかったことに気づき、私が国民年金に加入していないこと、及び保険料に未納があることで、夫に迷惑をかけてはいけないと思い、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続をしたと思う。

手続時に、納付可能な過去の未納期間の国民年金保険料について、納付できるようにしてもらい、この時に受け取った納付書と数日後に送付されてきた納付書との2種類の納付書を持って、すぐに銀行で一度に納付したはずである。

なお、手続時に、過去の未納期間の全てについて納付したいと申し出たところ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の最初の2か月ないし3か月分については納付できないと言われたことも記憶している。

また、銀行で一度に納付した金額は、23万数千円又は33万数千円といった数十万円と3万円という高額であったことを記憶しており、現時点では23万数千円程度であったように思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、平成3年4月2日を国民年金被保険者資格の取得日として、5年8月頃に払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、銀行で納付した金額について、23万数千円程度であったとしているところ、申立期間の国民年金保険料は23万9,400円であり、金額

がおおむね一致する。

さらに、申立人は、加入手続時に区役所窓口で納付書を交付された数日後、別の様式の納付書が自宅に郵送され、この2種類の納付書を使用して、銀行窓口で一括して納付した記憶があると陳述しているところ、当時、A市では、i) 過年度保険料の納付書については、区役所担当者が、窓口で備え付けられている社会保険事務所（当時）発行の過年度保険料納付書に、納付対象期間を記載して手交していたとする事例が多く確認されており、即日発行が可能であったと考えられること、ii) 一方、現年度保険料については、申立人の場合、結婚に伴い国民年金第3号被保険者となる可能性があることから、夫の厚生年金保険の加入状況等を確認する必要があるため、その場で納付書を手交することはできなかったものと考えられるが、この点について、同市では、申立人と同様の状況にある者に対する現年度納付書については、窓口での手続後、配偶者の状況を確認の上、一両日中に郵送していたと説明していることを踏まえると、申立人の陳述は、当時の同市における具体的な事務処理と符合しているものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金保険料を納付した記憶は1回だけしかないと明確に陳述しているところ、申立期間以外に保険料を納付すべき期間は無いため、申立人は、結婚後、国民年金の加入手続を行った際、納付可能な期間について一括して納付したとする一方、申立期間以前の未納期間については、区役所窓口において納付できない旨を告げられたため、納付していないと明確に記憶を整理しており、いたずらに申立てを行ってはならず、一連の陳述の信ぴょう性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を有し、申立人と同様に月末までの勤務が、雇用保険の加入記録により確認できるが、厚生年金保険の被保険者資格を翌月初日ではなく、当月末に喪失している同僚から提出された給与明細書を見ると、退職月の給与から2か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、B社の担当者は、「月末退職の場合は翌月1日を資格喪失日とし、退職月の給与から2か月分の保険料を控除している。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているものの、i) D健康保険組合の加入記録における資格喪失日が、社会保険事務所の記録における資格喪失日と同日となっており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いこと、ii) 事業主が資格喪失日を平成元年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 12722 (事案 8433 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年10月から9年12月までは53万円、10年1月から11年3月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から11年4月1日まで

私は、申立期間についてA社でB職として勤務していた。

当時、53万円以上の給与が支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額の記録が36万円であることに納得がいかないため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、一部の期間を除き認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受けた後、新たに平成10年度源泉徴収簿が見つかったため、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が主張する標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたとする関連資料が見当たらず、同僚からも申立人の保険料控除額を推認できる給与明細書等の提出が得られなかったこと、ii) A社の事業主及び事務担当者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況等について回答が得られなかった等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「平成10年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿が見つかったため提出する。これによると、53万円以上の給与が支給され、保険料も控除されていると思う。」として再申立てを行っているところ、申立期間の



うち、平成10年1月1日から11年1月1日までの期間について、当該源泉徴収簿によると、申立人は、各月とも59万5,815円の給与が支給され、同金額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については59万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年1月1日までの期間については、申立人及び同僚から給与明細書等の提出は無く、給与支給額及び保険料控除額を確認できないが、当該期間の直前である8年9月における申立人の標準報酬月額は、53万円として記録されており、また、当該期間の直後である10年1月の標準報酬月額を今回、申立人から提出された上記の源泉徴収簿を基に検証したところ、59万円となる。

さらに、複数の同僚は、「当該期間の前後において、勤務形態及び雇用上の身分に変化はなく、給与支給額及び保険料控除額にも変動はなかった。」旨陳述していることを踏まえると、当該期間については、53万円以上の給与が支給され、かつ、少なくとも同金額に見合う保険料が控除されていたものと推認される。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成11年1月1日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から判断すると、各月とも59万5,800円の給与が支給されていたことがうかがえる。

また、申立人及び同僚は、当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、保険料控除額を確認できないものの、当該期間の直前である平成10年12月における申立人の標準報酬月額は、上記の源泉徴収簿によると59万円となり、雇用保険の加入記録から算出した給与支給額とほぼ一致している。

さらに、申立人及び複数の同僚は、「当該期間とそれ以前の期間において、勤務形態及び雇用上の身分に変化はなく、給与支給額及び保険料控除額にも変動はなかった。」旨を陳述していることなどを踏まえて総合的に判断すると、当該期間については59万円の給与が支給され、同金額に見合う保険料が控除されていたものと推認される。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から事情照会に対する回答が得られないものの、上記の源泉徴収簿等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、申立期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和52年10月は14万2,000円、同年11月及び同年12月は16万円、53年1月は13万4,000円、同年2月から同年4月までは18万円、同年5月は19万円、同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から54年7月までは19万円、同年8月は16万円、同年9月から55年6月までは19万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年11月は24万円、同年12月は22万円、56年1月は20万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年10月から同年12月までは24万円、57年2月から58年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は34万円、同年12月は24万円、59年1月は26万円、同年2月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は28万円、60年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年9月、同年11月、61年2月及び同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月は36万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、62年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月及び63年1月は41万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月から同年8月までは47万円、同年10月は44万円、同年11月は36万円、平成元年2月から同年6月までは38万円、同年7月は34万円、同年9月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は36万円、2年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年9月は47万円、同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月2日から平成3年3月6日まで

私の年金記録を見ると、A社で勤務した期間の標準報酬月額が、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和52年10月は14万2,000円、同年11月及び同年12月は16万円、53年1月は13万4,000円、同年2月から同年4月までは18万円、同年5月は19万円、同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は14万2,000円、同年9月から54年5月まで及び同年7月は19万円、同年8月は16万円、同年9月から55年6月までは19万円、同年7月は18万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年11月は24万円、同年12月は22万円、56年1月は20万円、同年2月及び同年3月は22万円、同年4月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年10月から同年12月までは24万円、57年2月から58年5月までは24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は28万円、同年11月は34万円、同年12月は24万円、59年1月は26万円、同年2月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は28万円、60年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年9月、同年11月、61年2月及び同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月は36万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、62年1月は32万円、同年

2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月及び63年1月は41万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月から同年8月までは47万円、同年10月は44万円、同年11月は36万円、平成元年2月から同年6月までは38万円、同年7月は34万円、同年9月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は36万円、2年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は41万円、同年7月は38万円、同年9月は47万円、同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月は38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和54年6月1日から同年7月1日までの期間については、給与明細書等の提出が無く、給与支給額及び保険料控除額を確認できないが、当該期間の直前である同年5月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人提出の上記の給与明細書によると19万円であり、また、当該期間の直後である同年7月の保険料控除額に見合う標準報酬月額も19万円となっていることから、当該期間についても、19万円以上の給与が支給され、かつ、少なくとも19万円の標準報酬月額に見合う額の保険料が控除されていたものと推認される。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、上記のとおり、申立人に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年10月1日から同年11月1日までの期間、56年9月1日から同年10月1日までの期間、57年1月1日から同年2月1日までの期間、59年3月1日から同年4月1日までの期間、60年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から61年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間、62年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、63年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成元年2月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、2年1月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び3年2月1日から同年3月6日までの期間については、上記の給与明細書を見ると、保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、いずれの月もオンライン記録と一致又は下回

っていることが認められる。

また、申立期間のうち、平成元年10月1日から同年11月1日までの期間及び3年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人は給与明細書等を所持していない上、A社も、「資料が無く、不明である。」と回答していることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間のうち、昭和55年10月1日から同年11月1日までの期間、56年9月1日から同年10月1日までの期間、57年1月1日から同年2月1日までの期間、59年3月1日から同年4月1日までの期間、60年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から61年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間、62年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、63年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成元年2月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、2年1月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び3年1月1日から同年3月6日までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人のA社(現在は、B社)における申立期間の標準賞与額に係る記録を、41万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の給与明細一覧表では、賞与額に見合った保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の給与明細一覧表により、申立人は、平成20年12月12日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の給与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、平成20年12月12日は41万1,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 2 月 23 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人のA社(現在は、B社)における申立期間の標準賞与額に係る記録を、41万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の給与明細一覧表では、賞与額に見合った保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の給与明細一覧表により、申立人は、平成20年12月12日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の給与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、平成20年12月12日は41万1,000円とする



ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 2 月 23 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人のA社(現在は、B社)における申立期間の標準賞与額に係る記録を、41万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の給与明細一覧表では、賞与額に見合った保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の給与明細一覧表により、申立人は、平成20年12月12日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の給与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、平成20年12月12日は41万1,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 2 月 23 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人のA社(現在は、B社)における申立期間の標準賞与額に係る記録を、41万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月12日

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の給与明細一覧表では、賞与額に見合った保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の給与明細一覧表により、申立人は、平成20年12月12日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の給与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、平成20年12月12日は41万1,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 2 月 23 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を112万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる賃金台帳及び賞与明細書(副)を提出するので、申立期間に係る標準賞与額を記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書(副)により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書(副)において確認できる保険料控除額から、112万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を33万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる賃金台帳及び賞与明細書(副)を提出するので、申立期間に係る標準賞与額を記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書(副)により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書(副)において確認できる保険料控除額から、33万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる賃金台帳及び賞与明細書(副)を提出するので、申立期間に係る標準賞与額を記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書(副)により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書(副)において確認できる保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を119万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる賃金台帳及び賞与明細書(副)を提出するので、申立期間に係る標準賞与額を記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書(副)により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書(副)において確認できる保険料控除額から、119万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社B営業所）における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

しかし、私が所持している給与明細書では、申立期間の厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社B営業所から提出された「職員記録カード」及び給料台帳並びに申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間も継続してA社B営業所で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び給料台帳の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成8年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和56年8月から平成元年9月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月18日から平成6年3月16日まで  
私は、昭和56年2月から平成6年3月まで、A社又はその関連会社であるB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、年金事務所に記録されている当時の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和60年1月から61年9月までの期間及び同年12月から平成元年9月までの期間は12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和56年8月1日から60年1月1日までの期間については、申立人の保険料控除額等を確認できる給与支払明細書は無いが、i) 申立人の標準報酬月額は、56年8月に従前の12万6,000円から10万4,000円に下がっているところ、申立人と同じく、同年8月に標準報酬月額が下がっている同僚二人から提出のあった給与支払明細書を見ると、兩人共に、同年8

月以降も下がる前の標準報酬月額に基づく保険料が継続して控除されていることから、申立人についても、当該期間において、従前の標準報酬月額 12 万 6,000 円に基づく保険料が控除されていたことが推認できること、ii) 申立人提出の家計簿から、当時の報酬月額は 12 万 6,000 円以上であったことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間についても、申立人の保険料控除額等を確認できる給与支払明細書は無いが、i) 当該期間の前後の月において、12 万 6,000 円の標準報酬月額に基づく保険料控除が給与支払明細書により確認できることから、当該期間においても、前後の月と同額の標準報酬月額 12 万 6,000 円に基づく保険料が控除されていたことが推認できること、ii) 前後の月の報酬月額が 12 万 6,000 円以上であるため、当該期間の報酬月額も 12 万 6,000 円以上であったことが推認できることから、当該期間の標準報酬月額も 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社及び B 社はいずれも平成 6 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため確認することはできないが、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月 18 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人の保険料控除額を確認できる給与支払明細書が無い上、前述の同僚二人の当該期間に係る給与支払明細書を見ると、兩人共に、控除されている保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

また、申立期間のうち、平成元年 10 月 1 日から 6 年 3 月 16 日までの期間については、申立人の給与支払明細書で確認できる保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しているか、又はこれを下回っている。

このほか、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月 18 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成元年 10 月 1 日から 6 年 3 月 16 日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年12月から13年7月までは41万円、14年2月から同年12月までは32万円、15年1月から同年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年12月1日から13年8月1日まで  
② 平成14年2月1日から15年1月1日まで  
③ 平成15年1月1日から16年1月1日まで  
④ 平成16年1月1日から同年5月11日まで

夫のねんきん特別便により、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額が明らかに低い額となっていることが分かった。

申立期間①、②、③及び④について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚全員のうち、所在の判明した28人に事情照会し、14人から回答を得たところ、11人は「実際に支給されていた給与額よりも明らかに低い標準報酬月額となっている。」旨陳述している。

また、当該回答を得た同僚の1人は、オンライン記録上の標準報酬月額は、申立人と同額の26万円とされているところ、当該同僚が所持する当該期間に係る給与明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

除料額及び報酬月額の見合う標準報酬月額は、いずれの月についても、オンライン記録を最低でも10万円以上、最高で20万円以上も上回っていることから、申立人の保険料控除額及び報酬月額についても、少なくとも当該同僚と同額程度はあったものと推認される。

さらに、申立人の妻が提出の「平成13年分の所得税の確定申告書」控えによると、申立人の報酬月額は41万円であることが推認できる。加えて、同確定申告書控えにおいて、「社会保険料控除」の欄は、年末調整を受けた金額と同じであるため記入が省略されており額を確認することができないものの、「⑥から⑮までの計」の欄に各種控除の合計額が記載されていることから、推認できる各種控除額を「⑥から⑮までの計」の額から差し引いて算出した社会保険料控除の額に見合う標準報酬月額は41万円となる。

申立期間②について、オンライン記録において、当該期間に係る被保険者全員の記録を確認したところ、30人が申立人と同じ平成14年2月1日付けの随時改定により、残る3人が同年10月1日付けの定時決定により、それぞれ標準報酬月額が最大で17等級、最小でも6等級減額されていることが確認できる。

また、上述の事情照会で回答を得た同僚11人は、「実際に支給されていた給与額よりも明らかに低い標準報酬月額となっている。」旨陳述している。

さらに、上述の給与明細書を所持している同僚についても、申立人と同じく、平成14年2月1日付けの随時改定により、オンライン記録上の標準報酬月額が47万円から16万円に引き下げられているところ、給与明細書によると、当該引き下げ後も、従前どおりの高い給与が支払われ、オンライン記録よりも高い保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の保険料控除額及び報酬月額についても、少なくとも当該同僚程度はあったものと推認される。

加えて、申立人の妻が提出の「平成14年分の所得税の確定申告書」控え等によると、申立人の報酬月額は32万円であることが推認できる。また、同確定申告書控えにおいて、上記の平成13年分の確定申告書控えと同様に社会保険料控除の欄は記入が省略されているものの、「⑥から⑮までの計」の額から推認できる社会保険料控除の額に見合う標準報酬月額は41万円となる。

申立期間③について、平成15年1月から同年6月までは、申立人の妻が提出の当該期間に係る市民税・県民税課税明細書によると、申立人の報酬月額26万円に対し、36万円に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成12年12月から13年7月までは41万円、14年2月から同年12月までは32万円、15年1月から同年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人の妻が所持する所得税の確定申告書控え及び市民税・県民税課税明細書において確認又は推認できる報酬月額並びに保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、所得税の確定申告書控え及び市民税・県民税課税明細書で確認又は推認できる報酬月額並びに保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成15年7月1日から16年1月1日までの期間及び申立期間④のうち、同年1月1日から同年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回ることを確認できる。

さらに、申立期間④のうち、平成16年3月1日から同年5月11日までの期間については、A社から提出された支給控除一覧表において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年2月から6年10月までは18万円、同年11月から7年2月までは15万円、同年3月は20万円、同年4月から同年12月までは22万円、8年1月から同年9月までは24万円、同年10月から9年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から9年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年2月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間のうち、平成5年度は国家資格の取得により22万円に昇給し、以降毎年2万円ずつ昇給したと記憶している。申立期間のうち、平成8年4月から9年7月までの給与振込先預金口座の預金通帳及び同職種の同僚が所持する申立期間当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から給与明細書等の資料提出は無いものの、「申立人と同職種であった。」とする同僚等3人が提出した給与明細書において、当該同僚に係るオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていること、及び複数の同僚は、「申立人は、平成5年の年初頃にB資格の登録もしており、資格手当等も支給されていたと思うので、申立期間を通じて給与額の減額があったとは思えない。」、「申立人と同職種であったが、資格の無い私より申立人の方が給与額が低かったとは思えない。」旨陳



述していること等を踏まえて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は、申立人と同職種の同僚が提出した給与明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料額と同額程度であったものと推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成5年2月から6年10月までは18万円、同年11月から7年2月までは15万円、同年3月は20万円、同年4月から同年12月までは22万円、8年1月から同年9月までは24万円、同年10月から9年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主から回答が得られないため不明であるものの、同僚の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、11年10月から12年6月までは56万円、同年7月から13年9月までは28万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、平成5年2月1日から9年1月1日までの期間及び13年10月1日から14年1月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年2月から6年10月までは41万円、同年11月から7年2月までは36万円、同年3月は50万円、同年4月から同年12月までは59万円、8年1月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは47万円、13年10月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から9年7月1日まで  
② 平成11年10月1日から16年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の期間に係る標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間①及び②に係る給与振込先預金口座の「普通預金お取引明細書」、一部期間における同僚の給与明細書及び申立期間②のうち、平成12年4月から16年11月までの期間における賃金支払額が記載された「高年齢雇用継続給付支払決定通知書」を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、11年10月から12年6月までは56万円、同年7月から13年9月までは28万円と記録されていたところ、同年7月16日付けで、11年10月1日まで遡って15万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において、申立期間に被保険者記録がある61人（申立人を除く。）のうち、申立人と同様に平成13年7月16日付けで11年10月1日まで遡って減額訂正処理をされている者は7人確認できる上、7人以外の54人のうち、35人の標準報酬月額は、14年10月23日又は同年10月24日付けで12年11月1日まで遡って15万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同社は、平成10年頃から厚生年金保険料を滞納し始め、17年7月に破産するまでの約7年間にわたり、同社の事業主及び顧問税理士と社会保険事務所職員との間で、保険料の納付について協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、申立期間当時に被保険者記録がある同僚24人に照会を行い、回答が得られた7人全員及び顧問税理士は、「申立人は、C職をしていた。」旨陳述しており、申立人は社会保険事務には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成13年7月16日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について11年10月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年10月から12年6月までは56万円、同年7月から13年9月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

次に、申立期間①のうち、平成5年2月1日から9年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から給与明細書等の資料提出は無いものの、同僚等3人が提出した当該期間に係る給与明細書において、当該同僚に係るオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていること、及び複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時、C職としてD業務に従事していた。勤務形態が変わったことはなかったように思う。」旨陳述しており、申立人が提出した給与振込先預金口座の「お取引明細書」に記載されているA社からの給与振込額は、同質業務の

同僚が提出した給与明細書の「差引支給額」欄の金額とおおむね一致していること等を踏まえて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は、申立人と同質業務の同僚が提出した給与明細書並びに源泉徴収票で確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料額と少なくとも同額程度であったものと推認される。

また、申立期間②のうち、平成13年10月1日から14年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の「普通預金お取引明細書」の給与振込額、「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」の「賃金支払額」欄の賃金額並びに申立人の居住地を管轄する税務署提出の申立人に係る平成13年分の源泉徴収票において確認できる「支給金額」及び「社会保険料等の金額」によると、当該期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い標準報酬月額に相当する報酬月額及び保険料控除額が推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成5年2月1日から9年1月1日までの期間及び申立期間②のうち、13年10月1日から14年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、5年2月から6年10月までは41万円、同年11月から7年2月までは36万円、同年3月は50万円、同年4月から同年12月までは59万円、8年1月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは47万円、13年10月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主から回答が得られないため不明であるものの、同僚の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成9年1月1日から同年7月1日までの期間について、上記同質業務の同僚が提出した給与明細書及び源泉徴収票で確認できる保険料控除額並びに報酬月額に基づく標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致又は下回っている

ことから、申立人についても、同質業務の同僚と同様の状況であったものと推認される。

また、申立期間②のうち、平成14年1月1日から16年7月1日までの期間について、申立人提出の「普通預金お取引明細書」の給与振込額及び「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」の「賃金支払額」欄の賃金額から、当該期間において、20万円から30万円程度までの支給額が確認できるものの、上述の申立人の居住地を管轄する税務署提出の申立人に係る14年分から16年分までの源泉徴収票において確認できる「支給金額」及び「社会保険料等の金額」によると、当該期間については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致又は下回っていることが推認できる。

さらに、上述の回答が得られた同質業務の同僚は、「平成13年頃から給与の支給方法が変更され、給与額15万円と歩合給に名目上分けて支給されていたが、給与振込先預金口座には、給与と歩合給の合計額が振り込まれていた。」旨陳述しているところ、同人提出の給与明細書によると、平成13年7月以降、各月2枚ずつ給与明細書が提出され、報酬月額15万円の同明細書からのみ厚生年金保険料の控除が確認できる。

加えて、A社は平成17年7月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び給与事務担当者に対して文書照会を行ったものの回答が得られず、申立人の当該期間における標準報酬月額の届出及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、当該期間について、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成9年1月1日から同年7月1日までの期間及び申立期間②のうち、14年1月1日から16年7月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 12737

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、昭和48年10月は13万4,000円、同年11月から49年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年10月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、夫が役員としてA社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が3万9,000円と記録されており、実際に受け取っていた給与額よりも低額になっていることが分かった。申立期間当時、夫の1年間の報酬額は650万円ぐらいあり、保管していた「昭和49年分源泉徴収票」及び「昭和50年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」の写しを提出するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管する「昭和49年分源泉徴収票」及び「昭和50年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」（写し）から、申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から49年9月までの期間において、標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和48年10月及び同年11月については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、A社の元役員は、「申立人は、C職であり、申立期間前後において、雇用形態及び業務内容に変化はな

かった。」旨陳述しており、申立人の妻は、「申立期間当時、夫の報酬月額に変化はなかった。」と陳述していることから判断すると、申立人は、当該期間についても、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月は13万4,000円、同年11月から49年9月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年8月13日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は6,300円、同年5月から同年7月までは6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年10月11日まで

私は、昭和24年4月1日から27年10月10日までB市に所在したC事業所においてK業務従事者として勤務していたが、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と氏名の読み方及び生年月日が一致する『E』名の被保険者記録が確認できる。しかし、この被保険者記録は、資格取得日は昭和24年4月1日と記載されているものの、資格喪失日が記載されていない上、基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人は、「申立期間当時は結婚前だったので、戸籍上の氏名は、『D』であったが、日常生活では『E』及び『F』を使用していた。また、C事業所には自身と同じ名前の方は、ほかにはいなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人から陳述の得られたC事業所内の配置及び従業員数等は、同僚の陳述と符合することから、前述の被保険者名簿に記載の『E』に係る被保険者記録は、申立人の記録であると推認される。

加えて、G組織が保管するA社に係る昭和24年退職者名簿を見ると、「職場はC事業所、職種はI職、氏名はE、採用月日は昭和23年2月26日、解雇



月日は24年8月12日」と記載された記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年8月13日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における前述の被保険者名簿の記録から、昭和24年4月は6,300円、同年5月から同年7月までは6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年8月13日から27年10月11日までの期間については、G組織には資料が保管されておらず、当時の同僚は申立人を記憶していないことから、申立人のA社における当該期間の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成8年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については59万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月14日から同年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。B社に昭和39年2月に入社し、平成13年に退職するまで、グループ会社間で転籍異動をしてきたが継続して勤務した。申立期間については、A社に所属したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険、C企業年金基金及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(平成8年12月21日にA社からE社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C企業年金基金提出の平成17年に代行返上した際の被保険者記録突合チェックリスト及びD健康保険組合提出の適用台帳によると、申立人は、8年12月21日にA社の資格を喪失した記録が確認できるところ、同基金及び同健康保険組合は、「当時の届出書は複写式であったと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成8年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC企業年金基金及びD健康保険組合の申立期間に係る記録から、59万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年2月28日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年2月28日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月28日から23年1月31日まで

年金事務所の記録では、夫がA社で勤務していた期間について、同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は有るものの、資格喪失日の記録が確認できないとの理由から、厚生年金保険の未加入期間となっているので、資格喪失日を調査の上、申立期間を夫の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から、申立人は、昭和22年2月28日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。また、同名簿及び同台帳には、資格喪失日に係る記載は無いものの、同年6月1日に申立人について標準報酬月額の改定が行われていることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿における同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は、少なくとも昭和22年10月までは同社に勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者

の資格取得日は昭和22年2月28日、資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和22年6月1日の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年11月1日から23年1月31日までの期間について、A社に係る前述の被保険者名簿から、当該期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等に関する陳述を得ることができない。

また、A社は、昭和23年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない上、申立期間当時の事業主等は所在不明であるため、申立期間のうち、22年11月1日から23年1月31日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和22年11月1日から23年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和22年11月1日から23年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かったので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているものの、社会保険事務所（当時）における申立期間の標準報酬月額の記録は、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録と一致しており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月10日  
年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月10日

年金事務所の記録では、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪国民年金 事案 6115

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月

私は、昭和53年7月に国民年金に任意加入して以来、国民年金保険料は定額保険料と付加保険料を一つの納付書で毎月一緒に納付してきたのに、申立期間の1か月間は、定額保険料だけが納付済みであり、付加保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、国民年金の付加保険料は、現年度納付期限内に納付しなければならないものとされている。

そこで、申立人の特殊台帳及びオンライン記録を見ると、昭和53年7月10日に国民年金に任意加入して以降、国民年金法が改正された61年4月1日に申立人が第3号被保険者となるまでの期間において、申立期間以外は国民年金保険料を全て現年度納付し、付加保険料を含めて納付済みと記録されているところ、申立期間の58年3月については、社会保険事務所(当時)が昭和58年度に納付催告を行ったことを示す「58 催」のゴム印が確認できる上、当該月の保険料を昭和58年8月になって過年度納付したことが具体的に記録されていることを踏まえると、申立人に係るこれら一連の記録自体に特段不自然な点は認められない。この場合、当該保険料が納付された時点において、現年度納付期限である同年4月末日を超えていることから、申立期間は、制度上、付加保険料を納付できない期間であり、別途、定額保険料額のみを記載した社会保険事務所発行の国庫金納付書により納付されたものとみるのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて現年度納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から平成5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から平成5年4月まで

私が結婚して間もない昭和57年6月頃、妻がA市B出張所で、私たち夫婦の国民年金保険料について口座振替による納付の申出を行うとともに、私については付加年金への加入の申出を行った。これらの申出を行った月の翌月以降、夫婦二人分の国民年金保険料が、銀行の私名義の預金口座から毎月引き落とされていることを通帳で確認していたので、申立期間の保険料は間違いなく納付しているはずである。

また、年金記録では申立期間の一部が申請免除期間とされているが、申立期間当時は経済的にも順調だったので、免除申請を行った記憶もない。申立期間については、一緒に納付していた妻は納付済みとされているのに、私だけが未納期間及び免除期間とされているのは納得できない。私の国民年金保険料を納付したことを示す昭和59年から平成5年までの確定申告書控えを提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年6月頃、その妻が夫婦二人の国民年金保険料について、口座振替による納付の申出を行うとともに、申立人については、付加年金への加入の申出を行い、申立期間以降、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきたとしている。また、申立人は、上記の保険料を納付したことを示す資料として、59年から平成5年までの確定申告書控えを提出しており、当該確定申告書を記載したとする申立人の妻によると、昭和59年から平成4年までは、申立人に係る保険料の控除を申告し、5年は、妻の保険料の控除についても申告できることを新たに知ったことから、申立人に係る保険料及びその妻自身の保険料の控除を申告したとしている。

そこで、申立人が所持する昭和 59 年から平成 5 年までの確定申告書控えにおける国民年金保険料の控除の申告状況を調査したところ、i) 昭和 59 年分では昭和 58 年度の、昭和 60 年分では昭和 60 年度の、並びに昭和 63 年、平成元年、3 年及び 4 年分では、当該年のそれぞれ付加保険料を含まない国民年金保険料の 12 か月分と一致する金額がそれぞれ記載され、これらの年では一人分の定額保険料の控除が申告されたものとみられ、申立人に係る付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとする申立内容と一致しないこと、ii) 昭和 61 年及び 62 年分では、国民年金保険料の支払金額の記載が無いこと、iii) 平成 2 年分では、前年に控除申告された国民健康保険料と同一金額（18 万 2,538 円）が記載され、10 円未満の金額についても記載されていることを踏まえると、国民年金保険料の支払額とはみられないこと、iv) 5 年分では当該年の 5 月以降の月額定額保険料の 8 か月分及び月額付加保険料の 8 か月分並びに当該年の月額定額保険料の 12 か月分の合計額と一致する金額が記載され、申立人の付加保険料を含む国民年金保険料の納付が同年 5 月から開始されているオンライン記録の内容と一致する上、申立人に係る定額保険料及び付加保険料額並びに申立人の妻に係る定額保険料を通年で納付したとする申立内容と一致しないことから、これらの資料は、申立人の申立期間に係る保険料の納付が行われたことを示す関連資料とは認められない。

また、A 市によると、昭和 57 年当時に口座振替による納付の申出及び付加年金への加入の申出があった場合は、国民年金被保険者名簿にその旨を記載していたとしているが、申立人に係る同名簿にはいずれの申出に関する記載も確認できず、申立内容とは一致しない。

さらに、申立期間に係る A 市の収滞納一覧表によると、申立人の国民年金保険料に係る記録内容はオンライン記録と一致している上、申立期間は 131 か月に及び、これほどの連続した月数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6117

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

私は、昭和58年4月の私立大学の入学を契機に、国民年金の加入手続を行った。20歳以降の国民年金保険料は、つづりになった納付書を用いて、毎月、郵便局、銀行又はA市役所の窓口で納付した。当時の月額保険料は約1万3,000円だったことを覚えている。

また、私は、私立大学を昭和61年3月に退学し、受験勉強を行った後、62年4月から公立大学に入学した。確かその頃と思うが、私の年金手帳を新しくする手続を母親が行い、柿色の年金手帳を持って帰ってきた。その年金手帳を見ると、私の資格取得日は昭和61年4月1日付け強制加入とされており、母親に、私の黄土色の年金手帳について聞いたものの、どこで紛失したか分からないと言われた。

最近になり、年金記録を見ると、私の記録は柿色の年金手帳の記録と同じ昭和61年4月1日からとなっているが、私は20歳当時から任意加入し、国民年金保険料を納付したので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格記録を見ると、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれの記録も、申立人の最初の資格取得日は、昭和61年4月1日付け強制加入と確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の手帳記号番号が払い出されている被保険者の付加年金の申出日から、昭和61年12月頃に行われていることが推認でき、20歳当時に加入手続を行ったとする主張とは一致しない。

さらに、A市の収滞納記録を見ると、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料が、同年3月にまとめて納付されていることが確認でき、毎月納付したとする主張と一致しない上、申立人が所持していたとする黄土色の年金手帳は、申立期間当時の年金手帳の様式とは異なる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年12月までの期間及び5年7月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から4年12月まで  
② 平成5年7月から7年3月まで

私は、平成2年12月に結婚し、妻の扶養に入り第3号被保険者として国民年金の加入手続を妻の会社が行ってくれた。

平成3年10月に妻が会社を退職したので、妻が自身の国民年金の加入手続と私の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続をA市役所で行った。国民年金保険料は、私名義の銀行口座から毎月口座振替で二人分を納付した。

妻と一緒に口座振替で納付した私の記録が無く、申立期間が未納期間となっていることに納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年12月に結婚した時に、第3号被保険者として国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人の同年12月から3年10月までの期間及び5年1月から同年6月までの期間の第3号被保険者期間は、23年8月17日に国民年金第3号被保険者特例措置により遡及して追加されていることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立期間①については、A市の国民年金のオンライン記録によると、申立人の国民年金の新規加入届出日が平成7年4月27日と確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号が払い出されている第3号被保険者の事務処理日から、同年4月ないし同年5月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、当該時点では、申立期間①は既に時効が成立しており、制度上、納付で

きない期間となる。申立期間②については、申立人の加入手続が行われたと推認される時点からすると、遡って国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人及びその妻は、遡って保険料を納付した記憶はないとしている。

さらに、申立人は、加入手続後は毎月口座振替で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、A市の収滞納一覧表を見ると、申立人は平成7年9月から、その妻は5年9月から口座振替が開始されていることが確認できる上、一緒に納付したとする申立人の妻は、3年11月から4年3月まで申請免除期間となっており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が提出した平成4年から7年までの確定申告書控えの社会保険料控除欄を見ると、4年及び5年分は国民年金保険料額の記載は無く、6年分は同年1月から同年12月までの一人分の保険料合計額に一致する金額が記載されており、7年分は記録上、申立人の納付が開始されたこととなっている同年4月からの9か月分と、申立人の妻の1年分の保険料額に一致する金額が記載されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがうことはできなかった。

そのほか、申立人は加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとするその妻は、加入手続の状況及び保険料納付について記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6119

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から43年3月まで

昭和37年9月に、私の叔父が母に私の国民年金の加入を勧めたので、母がA市役所で加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれたはずである。

また、婚姻後は、国民年金保険料を必ず続けて納めるように言われたので、妻がB市役所で手続を行い、国民年金保険料と国民健康保険料を同じ集金人に毎月納付していた。

今となっては、母も亡くなり納付した領収証書も無く、金額の記憶もないが、母も妻も納付していたことは間違いないので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年9月から41年3月まで（以下「申立期間①」という。）について、申立人は、その母親が37年9月頃にA市役所で加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年12月にB市で払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、申立人の主張と異なる上、当該時点からすると申立期間①の大部分の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、昭和39年9月にC市へ転出していることが戸籍の附票から確認でき、この場合、申立人の国民年金保険料を申立人の母がA市で納付することはできない。

2 申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月まで（以下「申立期間②」という。）について、申立人は、その妻がB市役所で国民年金保険料の納付

の手続を行い、毎月保険料を集金人に納付していたとしているが、B市によると申立期間②当時は、保険料の収納は3か月ごとに行っていたとしており、申立内容と符合しない。

また、申立人の加入手続が行われたものと推認される昭和42年12月頃において、申立期間②のうち一部の期間は過年度納付が可能な期間であるが、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料を遡って納付したことはないとしている。

- 3 申立期間の国民年金保険料を現年度納付するための別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその母親は既に他界し、B市で保険料を納付したとする申立人の妻も記憶は曖昧であり、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

- 4 申立期間は5年7か月と長期に及んでおり、これほどの期間にわたって行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで

私は、会社退職後、昭和58年10月に結婚し、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、夫の転勤に伴いB市へ転居することになったので、昭和59年5月1日に同市役所で、住所変更手続とともに国民年金の手続を行った。

さらに、昭和60年8月にC市へ転居することになったので、同年同月23日に住所変更手続とともに国民年金の手続を行い、その後は、市役所の窓口で国民年金保険料を毎月納付していた。

以上のように、私は空白期間が生じないように、転居する都度、国民年金の手続を行い、国民年金保険料の納付を行ってきたにもかかわらず、ねんきん定期便を見ると、申立期間の保険料が納付済みではないという記録になっている。

私が、C市役所の年金窓口で手続を行ったのは、年金手帳を見ても明らかであるので、申立期間が国民年金保険料の納付済期間とされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人は、昭和60年8月23日にB市からC市への国民年金法上の住所変更手続を行ったことが確認でき、転居の都度、国民年金法上の住所変更手続を適切に行っていたとする陳述内容と符合する。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和58年6月1日付けで国民年金強制加入被保険者の資格を取得し、同年10月24日に同資格を喪失した後、同日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を取得し、B市からC市への

国民年金法上の住所変更手続を行った60年8月23日付けで同資格を喪失しており、その後は、61年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの記録は、申立人が所持する年金手帳に記載の国民年金被保険者資格に係る得喪記録とも一致していることから、申立期間については、国民年金任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、B市保存の申立人に係る国民年金検認記録簿を見ると、申立期間のうち、昭和60年8月の国民年金保険料について、同年9月3日に同市が収納していることが確認できるが、オンライン記録を見ると、当該月の保険料については、上記のとおり、申立人は、同年8月23日付けで国民年金任意加入被保険者資格を喪失していることにより、翌年の61年1月22日に還付されていることも確認できる。

さらに、仮に、申立人主張のとおり、申立人が申立期間当時、国民年金に任意加入していたとすると、当時、社会保険庁では、昭和61年4月の国民年金法改正に備え、60年8月31日時点で国民年金に任意加入している被保険者に対して「国民年金任意加入被保険者現況届書」を送付し、61年1月31日までに市町村へ提出することを求めており、申立人に対しても通知が行われていたはずであるものの、申立人はそのような記憶はないと陳述している上、上記届書を提出した場合、同年5月頃には第3号被保険者としての変更処理が行われることが通例であるが、オンライン記録を見ると、申立人の第3号被保険者該当に係る事務処理は、翌年の62年1月12日に行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間について、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していたものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年6月まで

国民年金の加入については、会社退職後に加入することは当然であると思っていたので、昭和45年3月頃、自分自身でC市役所に出向き、任意加入の手続を行った。

国民年金保険料については、加入手続以降、定期的に納付していたので、遡って納付した記憶もなく、途中で途切れることはなかったはずである。

所持している国民年金手帳の最終ページに、横長15センチくらいのピンク色の字で印刷された領収証書を貼り付けており、納付日は昭和58年中であったことを覚えているので、それが申立期間の領収証書だったはずである。しかし、その領収証書ははがれて紛失してしまった。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳及び特殊台帳を見ると、申立人は、昭和58年7月26日付けで国民年金任意加入被保険者資格を喪失後、再び同資格を取得したのは59年7月23日付けであることが確認でき、申立期間は国民年金任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間に近接する昭和57年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付しており、また、同年7月の納付記録欄に「喪失申出」の押印が確認でき、これらを踏まえると、当時、何らかの理由で納期限内に規則正しく保険料を納付できなかった事情があったものと考えられる。

さらに、申立人は、自身が所持する国民年金手帳に貼り付けていたピンク色

の字で印刷された領収証書が、申立期間に係る領収証書であったと主張しているものの、はがれ残っている当該領収証書の一部から読み取れる字体を見ると、過年度保険料の領収証書であることが確認でき、上記のとおり、申立人が、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることからみて、当該期間に係る領収証書の記憶と混同している可能性が否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から 40 年 7 月 26 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計3ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した13人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む6人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、当該6人のうち1人は、「A社を退職時に、脱退手当金についての説明を受けた。当時は、同社が代理請求を行っており、脱退手当金は同社で受け取った。」旨陳述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和40年8月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月17日から29年11月18日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）のC部でD業務従事者として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社が、E社を設立するに当たり、G業務を担当していた。業務が完了した後、F作業に携わった記憶はあるが、すぐにA社に戻り勤務したので、申立期間も継続して同社で勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社提出の除籍簿及び入籍簿の申立人の欄に記載されている日付は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日と符合している上、当該除籍簿の申立人が記載されたページを見ると、全員の日付がオンライン記録における被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員27人に照会し12人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している者は、前述の被保険者名簿において、申立人と同日の昭和28年7月17日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、申立人は、「申立期間は、A社が、E社を設立するにあたり、同社のG業務を担当していた。業務が完了した後、F作業に携わった記憶がある。」旨陳述していることから、E社における申立人の厚生年金保険の加入状況を調査したところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和28年7月15日）に被保険者資格を取得している元従業員は、「昭和28年7月頃に、A社からE社に経理担当と総務関係の2人と、D業務従事者だと思うが、申立人を含め若い4人が異動してきた。」と陳述しているものの、当該4人全員の氏名が、同被保険者名簿において確認することができない。

また、E社は、昭和34年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 11 日から 60 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では、同社のB営業所、C営業所、D営業所及びE営業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社の営業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。」としており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 15 人に照会し 8 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立期間当時、A社でF業務に従事していたとする元役員は、「申立期間当時、申立人と同業務の従業員は、長期間勤務する者がいなかったため、全員が厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しているところ、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする元上司も、前述の被保険者名簿にその氏名が見当たらない。

なお、前述の元役員は、「申立人が勤務したとする営業所のうち、B営業所はG社が、D営業所はH社が経営していた。」と陳述していることから、両社



における申立人の厚生年金保険への加入状況を調査したところ、オンライン記録において、G社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成13年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 12 日から 40 年 3 月 21 日まで  
年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。  
しかし、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和40年7月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同じ時期(昭和36年から40年まで)に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性19人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、15人に支給記録が確認でき、このうち申立人を含む13人は資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の裁定請求に伴う事務処理が行われたことを示すものと考えられる「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事

務処理に不自然さはなく、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から23年6月1日まで

私は、A社に昭和21年5月又は同年6月頃に入社し、23年11月頃に退職するまで、正社員のB業務従事者として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

後輩の同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年11月1日に資格を取得しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に昭和21年7月頃から23年11月頃までの期間において、同社で正社員のB業務従事者として勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じく、昭和23年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同職種の同僚が申立人以外に8人確認できるところ、申立人は、これら8人についても、「自身と同時期かそれ以前からA社に勤務していた。」と陳述していることから判断すると、同社では、当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和22年11月1日）に被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時の会計事務担当者は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得させる前の期間の給与から、保険料を控除することは考えにくい。」旨陳述している。

さらに、上記8人の同僚は、いずれも所在が不明であるほか、商業登記簿によると、A社は、昭和27年4月2日に解散している上、当時の事業主及び社

会保険事務担当者の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について事情照会することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかったほか、上記被保険者名簿において申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 12749 (事案 10321 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から27年1月1日まで  
② 昭和27年1月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、申立期間①はA社で、また、申立期間②はB社(現在は、C社)で、いずれもG職として勤務したことは間違いない。

今回、B社での先輩の名字を思い出したので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社は、「正社員であれば人事台帳を作成しているが、申立人については人事台帳が見つからない。」としている、ii) 申立人は、同社での上司及び同僚の名前を覚えておらず、元従業員39人に照会し16人から回答を得たが、全員が申立人を知らないとしている、iii) 申立人が同社に入社した経緯から、申立人の雇用形態は正社員以外のD業務従事者であった可能性が考えられるところ、同社は、「D業務従事者又はE業務従事者の正社員以外の者は、厚生年金保険に加入させていない。」としている等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間①にA社で勤務していたことは確かであると主張しているが、申立期間における保険料控除等をうかがわせる新たな資料等の提出は無く、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) C社は、「入籍簿及び除籍簿に申立人に関する記載が無いことから、申立人の在籍及び保険料控除については不明である。」としている、ii) 申立人は、B社での上司及び同僚の名前を覚えておらず、元従業員21人に照会し11人から回答を得たが、全員が申立人を知らないとしている、iii) C社は、「申立人の話から判断すると、申立人は、B社の協力会社の一員として当社の事業所で勤務していたようであるが、下請の協力会社の名簿に、その会社の名前は見当たらない。」としている等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B社での先輩の名字を思い出したので再度調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、オンライン記録により、申立期間における同社の被保険者を検索しても、当該先輩とみられる者は見当たらない。

また、オンライン記録により、当該先輩と同姓の者が、申立期間の約15年後にB社で被保険者となっていることが確認できる。しかし、同人については、申立期間に同社の下請会社で被保険者となっていることが確認できる。同人は、「昭和27年頃にFさんという人と一緒にB社で仕事をした記憶があるが、その人が同社の従業員であったかは分からない。また、当時、同社にはたくさんの下請会社が入っていたので、その人がどの会社の従業員であったかも分からない。」としており、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から同年11月10日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社B営業所は、昭和30年4月以降、労働争議の発生により、従業員は会社に対して、雇用関係消滅に至るまでの賃金支払、退職金を含む労働債権の保全について、C地方裁判所に仮処分を申請した。その結果、仮処分決定により、会社は同年12月をもって全員の退職を認め、従業員は未払賃金及び退職金の支払と離職票の交付を受け、失業保険の給付手続を開始することができた。それにもかかわらず、厚生年金保険の資格が同年6月1日喪失となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された裁判所の仮処分決定文を見ると、「A社は、従業員のうち申立人等の月給者に対し、昭和30年5月分賃金を基準として、同年5月1日から同年5月18日までの賃金及び同年5月19日から同年11月30日までの休業手当を仮に支払わなければならない。」旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間において、A社B営業所に在籍していたものと認められる。

しかし、A社B営業所は、昭和30年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の仮処分決定文には、事業主が負担する各種の公租公課の取扱い及び厚生年金保険料に関する取決めの記載が無いことから、厚生年金保険料が休業手当から控除されていたことを確認することができない。

さらに、裁判所の仮処分決定後に会社との和解交渉を担当したとする者は、



「会社側との和解交渉においては、保険料控除等の事務的な話はなく、未払賃金及び退職金の金額の話のみであった。また、最終的に支給された未払賃金は、裁判所の決定の半分ぐらいの金額であったが、未払賃金から厚生年金保険料等が控除されていたかは分からない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額よりも低く記録されていることが分かった。

私は、A社の設立時から同社の代表取締役として登記されているが、実質的な経営者ではなく、お金の管理及び社会保険などの届出事務についても関与していなかった。

年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額は 20 万円になっているが、給与は 41 万円程度支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てている。

しかし、申立人が、A社の実質的な経営者であるとし、かつ、商業登記の記録において、同社の解散時の事業主であったことが確認できる者から提出された同社に係る平成 5 年 7 月から 6 年 6 月までの当座預金元帳を見ると、社会保険料納付時の相手勘定として「社会保険料預り金」が記載されていることが確認できる。そこで、当該預り金の同年 3 月及び同年 4 月の金額を検証したところ、申立人が、申立期間において事業主により給与から控除された厚生年金保険料は、オンライン記録に基づいた額であったことがうかがえる。

このことについて、当該元事業主は、「はっきりとは覚えていないが、社長が変わったときに、申立人の給与を下げたのではないか。」と陳述しているところ、A社の商業登記簿を見ると、申立人の標準報酬月額が改定された平成 6

年4月1日の約3か月前である5年12月25日に、申立人が代表取締役を退任していることが確認でき、元事業主の陳述と符合する。

また、前述の元事業主が提出した平成6年7月から7年6月までの給料手当勘定元帳及び複合勘定元帳を見ると、申立期間のうち、6年7月から同年12月までの期間について、申立人は、20万円の給与を支給され、当該給与からオンライン記録に基づいて算定した金額とおおむね一致する額の厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の申立期間における標準報酬月額記録について、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 50 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
申立期間は、B市にあったA店で勤務していた。同店を経営していた会社は、ほかにも店などを経営していたと思うが、名前は分からない。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、当該事業所については、年金事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚について、フルネーム及び連絡先は分からないとしており、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 12753 (事案 10752 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 26 日から 37 年 3 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かったので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、昭和 36 年 9 月から A 社で勤務していたことは間違いない。今回、新たな資料として、同年 9 月に参加した同社の慰安旅行の写真を提出するので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことが確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 36 年 9 月から A 社で勤務していたことを示す資料として、同年 9 月に参加した同社の慰安旅行の際に撮影したとする写真を提出しているが、当該写真の撮影時期を特定することはできず、申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

一方、今回、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る元従業員について、前回より対象者を広げて調査したところ、新たに得られた複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においても同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の被保険者名簿において、A 社における厚生年金保険被保険者

の資格取得日を見ると、昭和37年3月10日に3人（昭和37年3月12日に1人）が資格を取得した後、同年3月26日に申立人を含む4人（昭和37年3月28日に1人）、同年7月1日に別の4人が資格を取得していることが確認できる。ところ、元事業主は、申立期間当時、一定の試用期間があったとしていることから、同社では、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、当該元事業主は、「厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から、保険料を控除することはない。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿を見ても、申立人について不自然な訂正等が行われた形跡は見当たらず、ほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 24 日まで  
② 昭和 35 年 3 月 3 日から 38 年 3 月 1 日まで

日本年金機構から、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとの通知があった。

B社を退職後、失業保険をもらうために職業安定所に行った記憶はあるが、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、旧姓ではあるが申立人の記名及び押印が有り、住所欄には申立人が当時居住していたとする住所が記載されている上、脱退手当金の払渡し店として当該住所近くの金融機関が指定されていることも確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有るほか、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 17 日から同年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 61 年 8 月 17 日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において昭和 61 年 9 月 1 日に資格を取得しており、同社に同年 8 月 15 日に入社したとする元従業員も、「申立人と私の入社時期はほぼ同じである。」と陳述していることから、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人と同様に、A社において昭和 61 年 9 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員 5 人のうちの 1 人は、「A社は、昭和 61 年 8 月から業務を開始したが、当初の 3 か月間は全員が見習扱いであり、厚生年金保険には加入しなかった。」と陳述しているところ、同人から提出された同年 8 月から 62 年 4 月までの給与明細書を見ると、給与から厚生年金保険料の控除が開始されたのは、被保険者資格を取得した翌月の 61 年 11 月からであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 2 月 16 日まで

A社B営業所に勤務した申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給記録が保険給付欄に記載されており、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄にも、脱退手当金が支給されたことを意味する「退」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和23年4月27日に支給決定されている上、前述の被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む計13ページに記載されている女性従業員のうち、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失している者13人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人に支給記録が有り、このうち6人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立期間当時、同社B営業所では、事業主が退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえ、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 12757

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 25 日から 50 年又は 51 年まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A市B区にあった「C」という店で、正社員のD業務従事者として勤務していた。同店を経営していた事業所名は覚えていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して時期は特定できないものの、申立人が、申立期間当時にA市B区にあった「C」という店で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人及び上記同僚は、「C」を経営していたとする事業所の名称を記憶していないことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったかどうかについて確認することができない上、オンライン記録において、A市B区に「C」という名称の適用事業所も確認できない。

また、申立人及び上記同僚は、申立期間当時の事業主の氏名を挙げているものの、その連絡先は不明であるため、事業主から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、上記同僚は、「申立人と一緒に勤務していた事業所では、厚生年金保険に加入していなかったと思う。給与から保険料が控除されていたかどうかについては覚えていない。」と陳述しており、オンライン記録を見ると、当該同僚は、申立期間に国民年金に加入し、申請により保険料納付が免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月頃から 56 年 5 月頃まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社にはB業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月 10 日から 55 年 4 月 20 日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社に係る商業登記の記録から確認できる申立期間当時の代表取締役等に照会したところ、同人は、「私は名義を貸しただけで、A社の経営には関与しておらず、取締役であったほかの者が実質的な経営者であった。」と回答している上、実質的な経営者であったとされる者は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、前述の同僚は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては覚えていない。」と陳述しており、同人から、当時A社において保険料控除が行われていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月 18 日から同年 11 月 30 日までの期間に失業給付（基本手当）を受給している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から26年9月18日まで

私の夫は、叔父の紹介で、昭和24年4月にA社に入社し、27年5月まで勤務した。夫は生前、「1年目は見習で、2年目からは正式採用されたが、厚生年金保険料は見習の時から控除されていた。」と話していた。しかし、日本年金機構の記録では、A社における厚生年金保険被保険者記録は26年9月18日からとなっており、申立期間の被保険者記録が無い。納得がいかないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は申立期間もA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和37年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者27人に照会し、12人から回答を得たが、いずれの者も申立人の勤務開始時期を記憶していない上、申立人を同社に紹介したとするその叔父も既に死亡しているため、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は11万8,000円と記録されており、申立期間に実際に受け取っていた給与支給額と相違していることがわかった。

A社に入社した時の給与は、14万8,000円だったことを記憶しており、標準報酬月額が11万8,000円と記録されていることに納得できない。申立期間について、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の報酬月額について、14万8,000円であったとしており、当該報酬月額に見合った金額に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和54年7月1日に被保険者資格を取得している7人のうち、事業主及び申立人を除く5人全員に事情照会を行ったところ、回答があった4人全員が申立期間当時、申立人がB職として勤務していたことは記憶しているものの、申立人の保険料控除については分からないと陳述しており、当該4人は、いずれも自身の被保険者資格の取得時における標準報酬月額について、特に不自然な記録ではないと陳述している。

また、A社は、昭和56年3月31日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、所在が不明であるため事情照会することができず、申立期間に申立人の主張どおりの保険料控除があったか否かについて確認することができない。

さらに、事業主の元妻は、「申立期間当時、事業主とは、既に離婚しており、

その後、事業主とは会っておらず、仕事にも携わっていなかったため、申立人の給与及び保険料控除については、全く分からない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の給与支払明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほかに、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 42 年 1 月頃に A 社に B 業務従事者として入社し、同年 5 月頃から厚生年金保険料が控除され始めたと記憶している。ところが、年金事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険の加入日が 43 年 3 月 25 日となっているので、42 年 5 月 1 日から厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主及び複数の同僚の陳述により、申立人の入社日までは特定できないものの、申立期間における勤務が推認できる。

しかし、A 社は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 43 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、申立期間当時の資料が無いことから、申立人の申立期間における保険料控除については分からないと陳述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録の有る 28 人（事業主及び申立人を除く被保険者全員。）のうち、所在が判明した 14 人に事情照会した結果 7 人から回答があり、そのうち 3 人は、申立人に係る記憶はあるとしているものの、申立人の申立期間における保険料控除についてはまでは分からないとしている。

さらに、当該事情照会で回答を得た同僚は、「入社後 2 日ないし 3 日で辞めるなど人の出入りが相当頻繁であったので、長続きしそうか否かを事業主が見極めた上で、加入させる場合があったのかもしれない。」旨陳述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚 7 人のうちの 3 人については、A 社に係る前述の被保険者名簿において記録が見当たらない。

加えて、当該事情照会で回答を得た同僚のうちの1人が、「A社の先輩で、同人の紹介で入社した。」と名前を挙げた者についても、前述の被保険者名簿において記録が見当たらないことから、事業主は、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、A社に係る前述の被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月から 35 年 10 月まで  
② 昭和 35 年 11 月から 36 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社において、C業務従事者として住み込みで勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答をもらった。健康保険被保険者証をもらっていたことも覚えているし、B社では、厚生年金基金にも加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における在職については、申立人が同僚として名前を挙げた者7人のうち、6人が同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者記録が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 39 年 9 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務形態及び保険料控除等について確認することはできない。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者 52 人のうち、所在の判明した 14 人に事情照会し 8 人から回答が得られたところ、いずれの者も申立人のことは記憶にないとしている上、申立人が同僚として名前を挙げた 7 人のうち同被保険者名簿において確認できる 6 人は、いずれも死亡又は所在不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除を確認することはできない。

さらに、同僚の一人は、「社長の奥さんから、継続して勤務が見込める人

は厚生年金保険及び健康保険に加入させていたが、それ以外の人は加入させていなかったと聞いたことがある。私もA社へ昭和31年9月に入社したのに、厚生年金保険の加入記録は33年8月からとなっている。」旨陳述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社においてC業務従事者として、住み込みで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、昭和42年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務形態及び保険料控除等について確認することはできない。

また、申立人が、「私と一緒に住み込みで勤務していた。」と陳述している同僚二人の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（原票）に、これら同僚二人の氏名はいずれも見当たらない。

さらに、上記の被保険者名簿（原票）において、申立期間に被保険者記録の有る者9人のうち所在の判明した3人に事情照会し、3人から回答が得られたところ、いずれも申立人のことは記憶にないとしており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除を確認することはできない。

- 3 オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い及び当時使用していた生年月日等による検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない上、ほかに、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 11 月 4 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における被保険者記録が無いとの回答を得た。  
申立期間にA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の後継事業所であるB社（当時は、C社）は、「申立期間当時のA社及びC社に係る人事記録並びに厚生年金保険の資格得喪の届出書の控えを調査したところ、申立人の記録は無い。このことから、たとえ申立人が申立期間同時に同社に勤務していたとしても、被保険者でない者から保険料を控除することはないため、申立人からは保険料を控除していない。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録の有る7人のうち、所在の判明した5人に事情照会し、4人から回答が得られたものの、いずれの者も、「申立人を覚えていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における同事業所での勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、「A社の事務所は、D建物の9階又は12階にあった。」旨陳述し、申立期間当時の責任者の名前も挙げている。しかし、上記回答の有った同僚のうち3人は、「社員数も少ないため、1年も勤務していれば申立人のことを記憶しているはずであるが記憶にない。また、A社の申立期間当時の事務所はD建物の3階にあり、責任者は申立人が名前を挙げた者ではない。申

立期間当時、同建物内にはA社とC社の二つの会社が併存しており、C社は同建物の6階に事務所があり、責任者は申立人が名前を挙げた者であったことから、申立人はA社ではなく、C社に勤務していたのだと思う。」旨回答している。

加えて、C社は昭和43年1月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から26年10月20日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間は、A社に正社員として勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、同社において申立期間に被保険者記録の有る72人のうち、所在の判明した17人に事情照会し10人から回答が得られ、そのうち2人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社及び承継先のB社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役は死亡している上、その他当時の役員の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務及び保険料控除の状況を確認できない。

また、元従業員が同僚として挙げた者のうち3人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名の記載を確認できない上、申立人及び元従業員複数人が、「当時、従業員は毎月のように頻繁に採用されていた。」旨陳述しているが、同社に係る同被保険者名簿を見ると、申立期間中に従業員が被保険者資格を取得した日は、昭和25年4月5日、同年5月1日、26年6月1日の3回のみとなっている。

さらに、元従業員二人が、「入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入

した。」としているところ、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録の有る者のうち、雇用保険の被保険者記録を確認できた二人は、それぞれ厚生年金保険被保険者資格の取得日より7か月前、16か月前に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、「厚生年金保険に加入してから厚生年金保険料の控除が開始された。」旨陳述している。

これらのことから、A社は、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合も、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月頃から 49 年 12 月頃まで  
② 昭和 50 年 1 月頃から 51 年 8 月頃まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間（申立期間①）及びB社に勤務していた期間（申立期間②）が、厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、申立期間①及び②は、いずれの事業所においてもC業務従事者として勤務しており、勤務を証明できる資料として、当時に使用していた名刺を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出のA社に係る名刺に記載された同社の所在地等は、同社に係る商業登記簿及び当時のD市職業別電話帳から確認できる同社の所在地等と符合する上、申立人が同社への就職をあっせんされたとするE専門学校（当時は、F校）提出の在学証明書及び申立期間に同社に在籍していたとする同僚の陳述から、申立人は、同専門学校を卒業後、同社に入社し、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 57 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚の中には、「A社が適用事業所となった時期は、昭和 57 年 6 月 1 日で間違いはない。同社は従業員が定着せず、適用事業所の条件である従業員数（常時 5 人

以上)を満たさなかったために同日まで加入できなかったが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給料から厚生年金保険料が控除されていたことはない。」旨陳述している者、及び「厚生年金保険に加入後、給料の手取額が減った記憶がある。」旨陳述している者がみられる。

さらに、A社の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間②について、申立人提出のB社に係る名刺に記載された同事業所の所在地及び電話番号は、申立期間当時のD市職業別電話帳から確認できる所在地及び電話番号と符合している上、申立人が同事業所の取引先であったとしている会社の広報担当者は、「当時の担当者を確認したところ、申立期間当時、当社はB社と取引があり、同担当者が同事業所の代表者の名刺を所持している。」旨陳述しているとともに、同広報担当者提出の当該名刺に記載された氏名は、申立人が記憶している事業主の名字と符合すること等から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間に同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、年金事務所において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、B社の所在地を管轄する法務局に同事業所の商業登記の記録は見当たらない上、申立人が同事業所の事業主として名前を挙げた者は、所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、B社の従業員数について、申立人は、「B社は出入りが激しかったので従業員数が安定せず、3人ぐらいのときもあった。」旨陳述していることから、同事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていた。申立期間の標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 3 年 1 月 1 日から 11 年 1 月 1 日までの期間、12 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人提出の市民税県民税課税台帳及び給与明細書により、当該期間の報酬月額はオンライン記録を上回っているものの、当該期間の保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日までの期間、11 年 1 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、報酬月額及び保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正される等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から33年3月14日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、昭和29年7月からA社にB業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が提出した採用前の申立人の職歴を記載した証明書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、昭和28年頃から同社に勤務していたとする同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和34年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明である上、経理及び社会保険の事務担当者を特定できないため、同社等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、昭和28年頃から同社に勤務していたとする前述の同僚は、32年9月10日に被保険者資格を取得していること、及び申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた二人は、申立人の被保険者資格の取得日とほぼ同時期の33年2月1日及び取得日と同じ日の33年3月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚とされる前述の二人は、既に死亡又は所在不明であり、当時の事情を照会できないため、A社に係る前述の被保険者名簿から、同社での申立人の被保険者資格の取得日と同じ日の昭和33年3月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、所在が判明した同僚に

文書照会したところ、回答が得られた複数の同僚は、自身の入社時期を 28 年 8 月から 32 年までの間と回答している上、複数の同僚は、申立期間当時の同社の従業員数を 70 人から 150 人までと回答しているところ、同被保険者名簿から、申立人及び当該同僚が被保険者資格を取得する直前の 33 年 3 月 1 日時点の被保険者数は、43 人であることが確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合でも、入社後すぐに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、照会への回答が得られた前述の同僚の一人は、「私は、昭和 32 年頃に A 社に B 業務従事者として入社したが、33 年まで、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨陳述している上、別の一人は、「A 社の課長から、会社の方針として、B 業務従事者を厚生年金保険に加入させていなかったと聞いた。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月26日から42年5月20日まで

年金事務所の記録では、私の夫がA社(申立期間当時は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、夫は、当該期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和40年12月26日にC社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間後の42年5月20日にA社での被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社は、39年4月1日にC社として厚生年金保険の適用事業所となって以後、B社及びA社へと事業所名称が変遷しており、申立期間の同社は、B社という名称の個人事業所として適用事業所となっていたことが、オンライン記録及び当該3事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録により確認できる。

また、個人事業所の事業主は、厚生年金保険の適用事業所に「使用される者」ではないため、制度上、厚生年金保険の被保険者となることはできないところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる3人は、「私が入社した頃のA社は、B社という名称の個人事業所であり、申立人は、事業主であった。」旨回答している上、前述の3事業所に係る事業所別被保険者名簿の記録から、申立人は、C社がB社に名称変更した昭和40年12月26日から同事業所の事業主であったこと、及び同事業所が名称変更したA社の事業主であったことが確認できる。

以上のことから、申立人は、昭和40年12月26日にB社の個人事業主となったことから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものの、同事業所がA社に名称変更したことにより、法人格を有する適用事業所の事業主となったことから、42年5月20日に被保険者資格を再取得したものと考えられる。

さらに、オンライン記録から、平成6年8月1日にA社から名称変更していることが確認できるD社は、21年5月28日に適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記簿から、同社の代表取締役であることが確認できる申立人の妻は、「当社は、昨年営業を停止した。申立期間当時の事情を知る元従業員は、既に死亡している上、当時の賃金台帳等の資料も残存しない。また、私は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は分からない。」旨陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和40年12月26日に被保険者資格を喪失したことに伴って、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返」という記載が確認できる上、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。